

(電子メール施行／ファクシミリ施行)

令和2年5月15日

公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部 本部長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部
宮城県危機管理対策本部
本部長 宮城県知事 村井嘉浩

宮城県における新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

このことについて、国の基本的対処方針が令和2年5月14日付けで変更されたことに伴い、本県において下記の要請等を行いましたので御承知願いますとともに、貴団体所属の各事業者に対して周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 要請の概要

(1) 職場における取組について（事業者向け）

事業者に対し、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼します。

※感染防止のための取組

手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等

(2) 催物（イベント等）開催について（催物主催者向け）

- 全国的大規模な催物等（※）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請します。

※大規模な催物等に当たらない場合の目安

屋内…100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数
屋外…200人以下、かつ人との距離を十分に確保できる

- 「全国的大規模な催物等」に該当しない催物（イベント等）について、感染防止対策の徹底を要請します。

※主な感染防止対策

人と人との間隔はできるだけ2mを目安に確保する、大声での発声・歌唱や声援・又は近接した距離での会話等が想定される場合はマスク着用や適切な距離を確保する、その他、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、室内の換気等を行う

- 接触率の低減や感染の拡大防止に寄与するため、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、スマートフォンを活用した接触確認等の活用をお願いします。

(3) 施設における取組について（施設管理者向け）

- これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者に対して必要な協力を依頼します。

※必要な協力の具体例

- ・ 「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「利用者等のマスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底や、「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等を参考にした対応を依頼。
 - ・ 事業者等において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼。
- 接触率の低減や感染の拡大防止に寄与するため、施設利用者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、スマートフォンを活用した接触確認等の活用をお願いします。

2 備考

要請の具体的な内容や対象施設については下記ホームページに掲載しております。

<新型コロナウイルス感染症対策サイト：<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>>

【この通知に関する団体からのお問合せ】

土木部建築宅地課調整班 TEL：022-211-3241

【緊急事態措置等に関する個別事業者からのお問合せ】

緊急事態宣言相談ダイヤル TEL：022-211-3332

5月6日（水）及び平日の9時から18時